

○飯塚市性犯罪防止対策防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

平成29年3月30日

飯塚市告示第95号

改正 H29-274

(趣旨)

第1条 この告示は、性犯罪の抑止及び地域住民の不安解消を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる性犯罪のない地域社会づくりの推進を図るため、性犯罪防止対策防犯カメラを設置する地域団体に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性犯罪 刑法(明治40年法律第45号)に規程する強制わいせつ、強制性交等をいう。

(H29-274一改)

(2) 地域団体 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。

ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。

エ 規約、代表者等を定めていること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域団体が性犯罪防止対策防犯カメラを設置する事業であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)に定める補助金の交付対象として採択された事業であること。

(H29-274一改)

(2) 防犯カメラ及び録画装置の性能については、設置場所、条件に応じて十分な性能を有するものであること。

(3) 防犯カメラの撮影対象範囲については、道路、公園等の公共空間を撮影す

るものであること。

(4) 「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。

(5) 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者等の同意又は許可を得ること。

(6) 補助事業の一部を賃貸借契約により実施する場合は、その契約期間を5年以上とすること。

(7) 防犯カメラの設置地域については、次の要件のいずれかを満たす地域であること。

ア 過去において性犯罪又は性犯罪に発展するおそれのある声掛けや痴漢などの前兆事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域

イ その他市長が性犯罪防止に効果があると認める地域

2 前項の規程にかかわらず、営利を目的とする事業、特定の者を対象とした事業その他市長が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額を合計した額とする。

(1) 防犯カメラ1台当たり、前条に規定する補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は2万5千円のいずれか低い額

(2) 県要綱第6条の規定により算定された額

(H29-274全改)

2 前項の場合において、他の補助金等を活用して補助事業を行う場合は、その補助金額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 地域団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置計画表

(2) 防犯カメラ設置計画図

(3) 収支予算書

(4) 防犯カメラの仕様書

(5) 補助対象経費に係る見積書

- (6) 防犯カメラ管理・運用規程
- (7) 地域団体の概要が分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(防犯カメラ設置に関する意見照会)

第7条 市長は、地域団体から前条の規程に基づく交付申請があった場合は、警察署長に対し、防犯カメラ設置に伴う性犯罪防止の効果について意見照会を行い、回答を求めるものとする。

(交付金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、地域団体から第6条の規程に基づく交付申請があった場合は、防犯カメラ設置に関する意見回答書とともに、その内容を申請書類に基づいて審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書により地域団体に通知する。

(補助金の対象期間)

第9条 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金の決定日の属する年度内とする。

(変更申請等)

第10条 補助金の交付の決定通知を受けた地域団体は、補助事業の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長と協議の上、変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減、その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規程による申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは、変更交付決定通知書により地域団体に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第11条 地域団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規程による申請を承認する場合は、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

(状況報告)

第12条 地域団体は、市長から補助事業の実施に関して市長が必要と認める事項について報告を求められた場合は、事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 地域団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以

内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日までのいずれか早い時期に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置結果表
 - (2) 防犯カメラ設置結果図
 - (3) 収支精算書
 - (4) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
 - (5) 防犯カメラ管理・運用規程
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規程に基づく実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により地域団体に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた地域団体は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(効果の検証)

第16条 補助金の交付を受けた地域団体は、市長から性犯罪防止対策防犯カメラの設置後の性犯罪防止に関する効果について、説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(財産の処分の制限期間)

第17条 交付規則第22条の規程により、補助事業により取得した財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)別表1を準用する。

(個人情報保護)

第18条 地域団体は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の趣旨にのっとり、防犯カメラで撮影された映像について、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるなど、当該個人情報の保護に取り組まなければならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式

その他補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の際現に交付決定した補助金についての処分、手続その他の行為は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成29年9月15日 告示第274号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

| 対象経費 |
|--|
| 新たな防犯カメラの購入又は賃借及び設置工事等に要する経費(メンテナンス等の維持、管理経費は除く。) |
| (1) 防犯カメラ及び録画装置等、防犯カメラと一体として機能する機器の購入費又は賃借料(賃借の場合は、申請年度(初年度)のみ補助する。) |
| (2) 専用ポール等機器の設置工事費 |
| (3) ケーブル設置工事費 |
| (4) 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費 |
| (5) その他、設置に必要な経費 |